

令和5年度 第1回 田辺市地域公共交通会議（中辺路地域） 会議録

日 時	令和5年8月23日（水）午後3時10分から午後3時35分まで
場 所	中辺路コミュニティセンター 1階 大会議室 （ウェブ併用）
出席者	12名
欠席者	2名
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委員紹介 3. 中辺路地域における住民バスの現状について 4. 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 中辺路地域における今後3年間の住民バスの運行について 5. その他 6. 閉会
1. 開会	
司 会	<p>令和5年度 第1回 田辺市地域公共交通会議（以下「会議」という）の出席状況は、全委員数14名中、出席12名、欠席2名である。よって、田辺市地域公共交通会議条例（以下「条例」という）、第5条第2項により、委員の半数以上の出席があるので、本会議が成立していることを報告する。</p> <p>本会議の開催趣旨としては、本市の中辺路地域で運行している自家用有償旅客運送事業（田辺市住民バス）の登録期限が令和5年9月末をもって満了を迎えることから、その更新等に係る内容及び令和6年4月より予定している住民バスの運行形態の変更について協議をいただくものとなっている。</p>
2. 委員紹介	
司 会	時間の都合上、資料記載の委員名簿により、紹介と代えさせていただく。
3. 中辺路地域における住民バスの現状について	
事務局	<p>《中辺路地域における住民バスの現状について事務局から説明》</p> <p>※ これまでの経過、今後の予定、利用状況 などを説明</p>
4. 議事	
(1) 中辺路地域における今後3年間の住民バスの運行について	
司 会	田辺市地域公共交通会議条例第4条第1項に基づき、田辺市企画部長が会長となっている。また、同条例第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となる。
議 長	本日の議事については、先ほど事務局からの会議趣旨の説明の中にもあったとおり、現在田辺

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>市が運営している中辺路地域における住民バスの今後3年間の運行についてとなる。事務局から資料の説明を行う。</p> <p>《中辺路地域における今後3年間の住民バスの運行について事務局から説明》 ※ 事務所の名称や位置、配置車両数、令和6年3月31日までの路線・運行内容、令和6年4月1日からの路線・運行内容、利用料金、経路図、時刻表などを説明</p> <p>ただ今の説明について、委員の皆様からご意見・ご質問等何かありますか。</p> <p>《意見なし》</p> <p>本日の議事である「中辺路地域における今後3年間の住民バスの運行」について、委員の皆様方のご承認をいただけるということによろしいか。</p> <p>《異議なし：参加者全員の挙手を確認》</p> <p>本会議での協議が調ったということで受け止めます。ありがとうございました。</p>
<p>5. その他</p>	
<p>議長</p>	<p>つづいて、その他の項目について委員の皆様方及び事務局から何かありますか。</p> <p>《意見なし》</p> <p>事務局からは何かありませんか。</p> <p>《特になし》</p>
<p>6. 閉会</p>	
<p>議長</p>	<p>それでは、本日、予定していた議事については、すべて終了したのでこれをもって中辺路地域における田辺市地域公共交通会議を終了する。</p> <p style="text-align: right;">【午後3時25分終了】</p>